

特定労働者派遣事業の事業主の皆様へ

～説明会のご案内～

労働者派遣法の改正（平成27年9月30日施行）に伴い、一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業は**廃止**され、すべての労働者派遣事業が**許可制**となりました。

経過措置

平成27年9月30日～平成30年9月29日までの3年間は、引き続き特定労働者派遣事業（その事業が「常時雇用される労働者」のみである派遣事業）として派遣を行うことができます。
経過措置期間後も、継続して労働者派遣事業を行う予定の事業所の方は、この3年間の間に厚生労働大臣に対して、申請書を提出し、その許可を受けなければなりません。
許可を受けていない場合は平成30年9月30日以降労働者派遣事業を行うことができなくなります。

※ご相談等は随時受け付けておりますので、お気軽にお問い合わせください。

【ご案内】

- 申請手続きについての説明会（予約制）を開催します。
（日程は裏面をご覧ください。）
お申込み・詳細については問い合わせ先までお願いします。
- 厚生労働省のHPに改正法に関する資料を随時掲載しています

労働者派遣法 平成27年改正

検索

【問い合わせ先】 長崎労働局 職業安定部 需給調整事業室
TEL 095-801-0045まで

裏面へ⇒

●労働者派遣事業許可申請手続き説明会

開催場所: ハローワーク佐世保(佐世保市稲荷町2-30)会議室 定員30名

開催日時	開催時間
平成29年3月10日(金)	10時30分～12時00分
	13時30分～15時00分

開催場所: 長崎労働局 4F会議室又は8F会議室 定員10名～40名

開催日時	開催時間
平成29年2月22日(水)	13時30分～15時00分
満席 3月22日(水)	
5月24日(水)	
6月21日(水)	10時00分～11時30分 13時30分～15時00分
7月26日(水)	13時30分～15時00分
8月23日(水)	10時00分～11時30分 13時30分～15時00分
9月27日(水)	
10月25日(水)	13時30分～15時00分
11月22日(水)	
12月20日(水)	
平成30年1月24日(水)	
2月28日(水)	
3月28日(水)	

- ・説明会は予約制です。定員に達しましたら締切させていただきます。
- ・参加される際は、決算書(貸借対照表のみでも可)をご持参ください。